

委 託 業 務 仕 様 書

1. 委託業務名

e-ラーニングを活用した教職員向け DX 教育支援委託業務

2. 業務の目的

職員の学習意欲の増進と自律的な学びの習慣を定着させるとともに、DX 教育にかかわる技能や知識を習得するための e-ラーニング動画コンテンツ（以下「動画」という。）を提供し、職員の自律的な学び促進の支援を行う。

3. 履行期間及び履行場所

（1）履行期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 2 7 日まで※動画の受講可能期間については、契約締結後速やかに受講開始するものとし、契約期間満了日までとする。

（2）履行場所

県が指定する場所

4. 委託業務の内容

（1）受講環境の構築

県が指定する受講対象の職員（以下、「職員」という。）が、インターネット上で受託者が運営する Web サイトへ接続し、e-ラーニング講座を受講するための学習管理システム（以下「システム」という。）を提供する形式とすること。

なお、システムの運用は、次の条件を満たすものとする。

ア ID 数は、全職員分（2,056 名（令和 7 年 10 月 24 日時点））を上限とする。

イ ID の付け替えが 1 日単位で行え、各ユーザー個人の受講履歴が残ること

ウ 職員に個別の ID を付与し、職員自身が受講状況を確認できること。また、受講期間中は時間や動画数、受講回数の制限なく視聴できること。

エ 職員が自宅等の一般的に利用できるインターネット回線により動画を視聴できること（総合行政ネットワーク「LGWAN」等での利用は想定していない）。

オ PC、スマートフォン及びタブレット等の情報通信端末での受講に対応していること。想定するブラウザの動作環境は、以下のとおりとする。

PC	モバイル端末
OS：Windows11 以上 ブラウザ：Chrome、Safari、Microsoft Edge、Firefox 他	OS：Android 最新のバージョン、iOS の最新バージョン ブラウザ：Google Chrome、Safari、Microsoft Edge

(2) 動画の編成

動画の編成は次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

ア 以下に該当する動画を必ず含むこと。

- i. DX の基礎理解
- ii. DX の進め方（管理職として理解すべきこと、および現場としてのマインド・リテラシーを学ぶもの）
- iii. Microsoft365 および生成 AI を用いた業務改善手法
- iv. PC スキル
- v. 新しい視点や考え方など幅広い技能や知識の習得が可能な動画

イ 講座数は 8,000 本以上（動画 1 本あたり 30 分以上）とし、すべて日本語によるコンテンツであること。

ウ 受注者の提供するシステムで使用する言語は日本語とする。また、動画において使用する言語は、日本語（多言語の場合は、日本語字幕も可）とする。

(3) システムの機能

受注者の提供するシステムは次の機能を搭載すること。

ア 県に管理者用の権限を付与できること。

イ 県が職員の視聴状況等を確認できること。また、その情報を編集が可能なデータとして Microsoft Excel(CSV 形式)にて出力・保存できる機能を有すること。

ウ 同姓同名の職員がいる場合に判別可能な情報が登録できること。

エ DX に関する個人のリテラシーやスキルを問うアセスメント機能を有すること。

オ 動画を同一日時で複数受講者が同時視聴できる機能を有すること。

(4) 保守・サポート体制について

ア 以下の操作説明に係る資料の提供又は動画の配信等を実施すること。

- i. 県向け管理機能に係る操作
- ii. 職員向け視聴機能に係る操作

イ 職員同士の学び合いを促進するために管理者との施策検討の定例会を実施すること。

ウ システム利用に係る問い合わせ対応及び操作に関するサポート体制が確保されていること。

エ システム障害の発生時には、発注者に対して速やかに報告できる体制が確保されていること。

オ 運用時の情報セキュリティ対策について、山梨県情報セキュリティ基本方針及び山梨県情報セキュリティ対策基準並びに情報セキュリティに関する特記事項を遵守し十分な対策をとること。また、併せて以下の項目に対応していること。

- i. 通信データの暗号化
- ii. 不正プログラムの感染防止対策
- iii. システムの脆弱性等をついた情報の改ざんや漏えいなど情報セキュリティインシデントの発生を防止するためのサイバー攻撃への適切な対策
- iv. システムの脆弱性に対する改善措置

- v. システム障害発生時は、システム障害の詳細（原因・解決方法等）を記した報告書を県に対して速やかに報告できる体制が確保されていること

(5) その他

その他委託業務には以下の事項を含むものとする。

- ア 管理者向け操作マニュアルの提供
- イ 利用者向け操作マニュアルの提供
- ウ 契約期間中、県の求めに応じた職員の視聴状況データ等の提供

5. 成果物

(1) 成果物の内容

受講実績一覧

- ※ 各講座の受講者数、修了者数、アンケート結果等、原則としてシステムから出力可能なデータとする。その他の事項（集計方法等）は県から別途指示するものとする。

(2) 納品方法

電子データ 1 式

- ※ 電子媒体（CD-R 等）に格納すること。
- ※ 原則として、Microsoft Office で処理できるファイル形式で記録すること。これに対応できない資料は、PDF 形式によること。

(3) 納品場所

山梨県教育庁高校教育課（山梨県甲府市丸の内 1－6－1）

6. 留意事項

- ・ 委託料の精算は、コンテンツ使用の開始日の属する月の翌月以降に毎月、前月分の使用料を県に請求することとする。
- ・ 業務実施にあたっては、円滑かつ効率的に進めるため県と密接な関係を保ちながら作業を推進すること。なお、作業の内容に疑義が生じた時は、県はその都度、状況の報告を求めることができるものとする。
- ・ 受注者は、本委託業務の遂行上知り得た情報、資料について第三者に漏洩してはならない。
- ・ 受注者は、委託業務の実施に際しての詳細な事項及び本仕様書に記載のない事項については、その都度、県と協議の上処理すること。